【国際家族法研究会シリーズ15】

クローディーヌ・ラリュー*

フランスにおける家事事件メディエーション ――カップルと親子関係紛争

長 田 真 里** (訳)

「法は人間関係の総体に比べれば小さいものである。」 ジャン・カルボニエ

目 次

- 1. 歴史的背景
- 2. 親子関係紛争の解決について適用される手続の概要
- 3. 家事事件メディエーションの定義
- 4. 家事事件メディエーター
- 5. メディエーションの目的
- 6. 裁判官と家事事件メディエーション
- 7. 2重の呼び出しテクニック
- 8. 家事事件メディエーションの手続
- 9. 控訴院でのメディエーション
- 10. 国際的な家事事件メディエーション
- 11. 家事事件メディエーションの将来

1. 歴史的背景

メディエーションという言葉は、大変古いものであるが、家事事件メ ディエーションは、周知のように離婚に付随するトラウマを軽減すること

^{*} クローディーヌ・ラリュー 法廷弁護士 (フランス トゥールーズ). メディエーター

^{**} ながた・まり 大阪大学大学院法学研究科教授

を望んだ J. COWLSON という弁護士の業績により、1970年代のアメリカ 合衆国に出現したものである。

カリフォルニア州は、親に対して、子の監護について争いがある場合に、家事事件メディエーションに服する義務を課した最初の州であったが、その後家事事件メディエーションは多くの国で導入されるに至った。特にカナダとケベックは、家族関係紛争の解決手段としてのメディエーションに興味を有しているフランス人(たとえば、ソーシャルワーカー、心理学者、弁護士、セラピストなど)にとって、大きな影響を与えている。

フランスでは、1988年に、家事事件メディエーション促進協会(A.P.M. F)がメディエーションを促進し、メディエーターを養成し、倫理規範を起草するために設立された。

1990年、フランスのカーンで、家事事件メディエーションについての最初のヨーロッパ会議が開催され、8カ国から500名以上の参加者が集まった。しかし、司法制度の中に家事事件メディエーションが組み入れられるには、1995年2月8日法及びその施行法である1996年7月22日デクレを待たねばならなかった。

民事訴訟法典は、以下のように規定する。「裁判官は、両当事者の同意を得た後に、両当事者の意見を聴取し、彼らの意見を突き合わせ、紛争を解決する方策を見いだせるようにするため、第三者を任命することができる」

2001年に、家族省大臣であったセゴレーヌ・ロワイヤルは家事事件メディエーション諮問会議(le Conseil National Consultatif de la Médiation Familiale)を立ち上げた。同会議は家事事件メディエーションの組成と発展に資する提案を起草する義務を負っていた。

2003年, ブリュッセル IIbis 規則といわれるヨーロッパレベルでの規則が, 構成国に対して「親責任を有する者の間でメディエーション若しくは他の手段による合意の形成を促進し, この目的のための国境を越えた協力

を促進するよう」求めた。

メディエーションは、二つの法律によって、フランス家族法に取り入れられた。

すなわち.

親責任 (l' autorité parentale) にかかる2002年3月4日法 離婚にかかる2004年5月26日法 である。

当事者は、あらゆる訴訟手続外で行われる合意に基づくメディエーションについて、メディエーターを選任することができるが、フランスでは全ての離婚が家族事件裁判官(Juge aux Affaires Familiales)の介入を前提としていることを想起すると、この講演では、上述の2法に基づく司法上の家事事件メディエーションを検討するにとどめることとなろう。

本講演では、まず、家事事件メディエーションを定義し、家事事件メディエーターを紹介した後、メディエーションにより追及される目的、その特殊性および手続的な進展を扱うこととし、最後に立法者の目指しているさらなる発展に言及して締めくくることとしたい。

フランスの立法者は、疑いなく、裁判所の風通しをよくし、家事事件手 続の費用を減らすという二つの目的を持って、メディエーションを通常手 続に代替させることを求めていたと思われるが、この目的は現状では、フ ランスにおいては達成からはほど遠い状況にある。

2. 親子関係紛争の解決について適用される手続の概要

家事事件メディエーションについて説明する前に, まずは親子関係紛争 の解決にかかる通常手続について概観する。

フランスでは2種類の裁判官が、この問題を処理する。すなわち、子供の裁判官(le juge des enfants)と家族事件裁判官である。

子供の裁判官は、教育的な援助と非行少年事件に従事する。

教育的な補助については、子供の裁判官は危険に直面している子供、すなわち、両親から虐待されているか見捨てられている子供の問題を扱う。 子供の裁判官は子供を受け入れホームや受け入れ家庭に送ることが出来、 また、教育的な補助措置を取ることも出来る。教育的な補助措置とは、定期的に家庭訪問をして状況の改善と援助を試みるエデュケーターを指名することである。

子供の裁判官は、同時に、調査を命じることも出来る。すなわち、家庭 環境についてよりよく知り必要な措置を取るための精神鑑定、心理学上の 鑑定や、エデュケーターとの面談などである。

家族事件裁判官は、離婚事件とそれに伴うすべての事柄、特に子供に関する問題を処理する。また、家族事件裁判官は、両当事者が離婚に合意している場合に、配偶者の一方あるいは双方の弁護士(弁護士は強制される)によって提出される離婚申請についても処理をする。

両当事者が離婚に合意している場合には、両配偶者とその弁護士(配偶者とれぞれ、あるいは両配偶者共通の)は、離婚の申請とともに、離婚に関するすべての事項と夫婦財産の清算に関するすべての事項に関する合意書を提出する。この文書は、従って、子供のためにとられる措置についても含んでいなければならない。すなわち、

親責任の行使

子供の居住地

子供と共に住んでいない親の訪問権および宿泊の権利

子供の養育費

外国での滞在 などである。

すべての文書は裁判所書記課に提出され、そこでは、家族事件裁判官による審問の日程が決定される。両配偶者とその代理人の出廷は義務である。

裁判官は両配偶者の離婚したいとの合意、および合意書が子供の利益を 守るものであるか審査し、そうであるならば、離婚を認め、合意書を認証

この判断に対する唯一可能な上訴は、判決日から15日以内になされる破 毀申し立て(le pourvoi en cassation)のみである。

他の離婚手続として、いったん離婚申請が裁判所書記課に提出されると、両配偶者が家族事件裁判官のもとに、和解のための審問を受けるために召喚されるという方法がある。この審問においては、裁判官は夫婦の別居や子供に関する仮の処分を下すことになる。すなわち、夫婦の別居、一方配偶者への婚姻生活住居の使用権付与、すでに明らかとなっている子供に関する措置などである。この審問の際に、裁判官はメディエーションに関する情報を得るよう夫婦に厳命したり、メディエーションを促したりすることが出来るのである。

家族事件裁判官が、家族間紛争や子供のために必要な措置について判断を下すに十分な情報がないと判断した場合には、家庭環境調査を命ずることができる。家庭環境調査は、心理カウンセラーによって行われ、カウンセラーは両親の家にいき、それぞれから話を聞き、子供からも話を聞き、裁判官に報告をする。

親子関係に関する裁判官の判断は即時に適用されるが、この命令には上 訴の可能性がある。

何ら上訴がされないか、上訴審での判断が下されると、家族事件裁判官 は離婚の呼び出し状 (l'assignation en divorce) を引き渡す。これは3つ の異なる根拠により認められる。すなわち、

- *婚姻の破綻を認めていること(離婚を申し立てていない配偶者がこの破綻を認めており、なんらの理由も申し述べられていない場合)
- *婚姻関係の決定的な破綻(すでに別居生活が2年間に及んでいる場合)
- *有責 である。

手続は規定されている。

この段階で、裁判官は、離婚の理由や補償給付、また、まだ残っている のであれば親子関係紛争に関して判決を下す。

例えば、非常に深刻な事件では、親責任の共同行使を禁止することもできる。特に親が数ヶ月にわたって完全に子供に無関心である場合や子供に 危険が及んでいる場合などである。

裁判官は判決を下し、離婚を認め、離婚のあらゆる結果について判断を下す。この判決には上訴可能性があり、上訴審では事件について完全に再審査をすることになる。

家族事件裁判官は、また、離婚後の親子関係紛争や非婚カップルの別離 に伴う親子関係紛争も処理する。

離婚判決から,数ヶ月ないし数年後に,新しい要素(仕事の状況の変化,住所の変更,家庭生活の変動など)が生じたことを根拠として,元配偶者は家族事件裁判官に離婚判決で子供のためにとられた措置を変更するよう求めることができる。

同様に、別れたが、子供との関係について合意に至ることができなかった非婚カップルである親も、家族事件裁判官に訴えを提起し、親責任、子供の居住地、訪問権や宿泊権および子供の養育費について判断を下すよう求めることができる。

裁判官への提訴は、一方の親の呼び出し状 (assignation)、次いでそれを裁判所書記課で編綴することによるか、申請 (requête) (この場合召喚するのは書記課である) によって行われる。

両親は家族事件裁判官の下に召喚され、自ら弁護することも、弁護士の付き添いを受けることも、また、弁護士に代理してもらうこともできる。 手続は口頭で行われ、裁判官は口頭弁論を聞き、1、2ヶ月で、提訴された事項に付き判断を下す。

裁判官は、両親や子供の精神状態を審査するために鑑定を命じたり、生活状況を調査するために家庭環境を調査する者を指名したり、メディエーションを勧めたりすることができる。

裁判官は命令を下すが、ほぼ親責任の共同行使を認める内容である。この命令は上訴可能である。

子供の居住地は一方の親の下か、両親の間を交互に行き来すると定められる。養育費については、司法省が2年前に、債務者の状況、子供の数、居住状況などを考慮に入れた計算表を出しており、裁判官は、徐々にこの計算表を使うようになってきている。

両親間で、特に重大な理由がないにも関わらず、居住形態(一方と住むのか、交互に住むのか)について全く合意ができていない場合には、裁判官は一定期間(通常は6ヶ月)交互に住むよう仮の処分を命ずることができる。この期間については合意が有ればそれに従い、合意がなければ裁判官が職権で決定する。

養育費の支払いがない場合には、刑罰が規定されており、給料差し押さ えのための簡易提訴手続も可能である(雇用者は相手方親にたいして養育 費を支払わなければならない)。

裁判官は、同様に、十分に意思能力が有る場合には、子供の意見を聴取 することも可能である。審問への召喚は両親に対してなされ、両親に子供 にそのことを伝えるよう求める。

未成年の子供が自分の意見を聞いてほしいと,裁判官へ書面を提出する場合,この審問は当然の権利である。意見を聞かれる子供は審理の当事者ではなく,その意見聴取は書面化され,両親はそれを参照して,子供たちの感情を知ることができる。

裁判官は子供たちの要求に拘束されることはなく、その利益を判断する。

全ての命令は上訴の可能性がある。

3. 家事事件メディエーションの定義

「家事事件メディエーションは、多様化しまた発展が進む中での家事事件

において、家族の断絶や別離状態に置かれている者の自治や責任で展開される家族関係の構築若しくは再構築のプロセスである。公正で、独立しており、資格を備え、かつ判断を下す権限を有しない第三者である家事事件メディエーターが、非公開の面接や当事者間の意思疎通の構築によって、 当事者間の紛争の管理を促進する。

この定義は、諮問会議により示されたものであるが、判断を下す権限を 全く有していないメディエーターの助力を得て、関係当事者が自ら解決す ることを促進することに、その本質を有するメディエーションの独自性を 非常に強調するものである。

家事事件メディエーションは、<u>最も広義の家族関係</u>に関係する。すなわち、既婚若しくは未婚のカップル、嫡出子、非嫡出子、養子、およびそれらの子供と父母との関係だけではなく、祖父母、兄弟姉妹、および親子関係や姻戚関係を有しない近親者との関係もすべて含んでいる。また、子供を育てた父の愛人や母の内縁の夫との関係もしかりである。

これらの者は全て、家族関係の断絶を経験することになる。

「家族関係の再構築」とは、非常に難しく思われるが、特に DV のある状況では必要である。

多くの裁判官や弁護士にとって、このような場合に家事事件メディエーションに頼ることはおよそ思いも付かないことであるが、専門家(ソーシャルワーカー、心理セラピスト、メディエーター)は、意思疎通や口頭で自分の意見を述べること、あるいは自分の声に耳を傾けてもらうことの難しさが暴力によってどれほど隠されているのか、またそれらはメディエーションでは許されているのだということを強調する。

実際, 家事事件メディエーターは, 当事者の意見を個別の面接で聞くこともできるし、そこでの発言は非公開である。

信頼関係は、暴力をふるう者に対して、孤立することをやめさせ、対話を始めさせて、自らの親としての責任に気づくようにさせることにより、 醸成される。

このような状況では、暴力をふるう当事者の弁護士の役割は、とても重要である。なぜなら、弁護士が、そのような経験を試みるよう、当事者を 説得しなければならないからである。

4. 家事事件メディエーター

家事事件メディエーターは、自然人であっても、家事事件メディエーションを専門とする団体若しくはメディエーションセンターであってもかまわない。ある者が裁判所により指名される場合、この有資格者は、フランスでは、法律と社会心理学の長い期間にわたる教育を受けた上で、国家免許を保持している。同時に、定期的に実務を検討する全体会議に参加しなければならない。これはすなわち、自分に与えられた職務を遂行する自分のやり方を再検討しなければならないということである。

- メディエーターは独立している
- メディエーターは中立である
- メディエーターには秘密保持義務がある
- メディエーターは自らの職業に関する職業倫理の尊重を保証する

*独立性。*独立とは、メディエーターが自らを指名した裁判官から独立しており、何らの従属関係にはないことを言う。

また、メディエーターは、メディエーションに参加する当事者から独立しており、なんら個人的あるいは職業上の関係はない。

さらに、メディエーターは、当事者の弁護士からも独立している。

*中立性。*メディエーターは、自らが関係している紛争に先入観を持ってはならない。

メディエーターは、当事者のいずれに対しても同情を寄せたり、拒否感を 示したりしてはならない。 メディエーターは、自らに示された事実について判断を下してはならない。

メディエーターは当事者の各々に対して、発言の中で相手方への尊重を示しながら、望むのであれば、自分の考えを述べることができると指示しなければならない。

メディエーターは発言する時間を平等に分配しなければならない。

秘密保持義務。面接に関する秘密保持義務に服するため、メディエーター は裁判官に一切報告することはない。単に裁判官に対して、自らの職務が 終わったと伝えるのみである。

メディエーターは当事者に対して、当事者自身、メディエーションの中で 互いに言ったことや行ったことを、相手方の同意無く明らかにしてはなら ないと説明しなければならない。

職業倫理の尊重。メディエーターは当事者に対して、メディエーションの機能を完全に伝え、双方の当事者が完全に理解していることを確認する。 また、メディエーターは、いついかなる時でも当事者は弁護士に相談することが可能であり、メディエーションの進行に従って、弁護士の助言を受けることで弁護士の補佐を受けることができると伝える。

メディエーターは、当事者が真にメディエーションプロセスに同意していることを確認する。特に DV の場合や、一方が他方を精神的に支配しているような場合にはなおさらそうである。

メディエーターは、当事者が自由な意思で、かつ、明らかに同意しているか注意しなければならない。身体的あるいは精神的暴力、あるいは精神的なコントロールがみられる場合には、メディエーターはメディエーションを終了しなければならない。

メディエーションでは意見の聴取はとても重要であるが、言外の態度や振る舞いの観察も同じく重要である。メディエーターは、当事者が発言していないときであっても、感情の発露に非常に注意を払わなければならない。

5. メディエーションの目的

家事事件メディエーションの重要な切り札, それは, 当事者に自ら説明 させ, 責任ある大人としてふるまい, カップルの崩壊を受け入れて, 子供 の利益に配慮することができるようにすることである。

特に以下の5つの目的が特徴的である。

- ① 自分の考えを説明すること、すなわち、相手に対して非難することや期待すること、および感じていることを言うこと
- ② 対話を修復すること
- ③ 夫婦関係と親子関係を区別すること

事例: X夫人はY氏から別離を告げられたばかりである。Y氏は今後男性と一緒に住むこととなった。X夫人は6歳と4歳の子供2人を彼の家に行かせることを拒み、Y氏に対して、土曜日に数時間、面会所でエデュケーターが同席する面会を求めている。X夫人は、数ヶ月前から子供たちは父親に会いたくないと言っており、具合が悪くなると言っていると言う。Y氏は通常のように子供たちを家に招きたいと求め、子供たちもそれを望んでいるとの友人の証言を提出した。

メディエーションが命ぜられ、X夫人は、2回の面接で、彼女の苦しみと非難の言葉を述べた後に、メディエーターの助力を得て、Y氏のパートナーに会うことを受け入れた。

- X 夫人は責任ある大人として振るまい、子供の利益を考えた。
- メディエーターは、両親間の対話を再構築した。

- X夫人とY氏の関係に平和をもたらした。
- ・満足でき、かつ持続可能な合意を形成することができた。すなわち、最初は父親が子供を土曜日に家に招き、3ヶ月間の試行の後、子供たちは、2週間毎に金曜日の学校後から日曜日の夜まで父親の家に行く。
- 1年後、子供たちは休暇の半分を父親とそのパートナーの下で 過ごす。

家事事件メディエーションは、子供の居所についての問題に対応すると同時に、面会交流や家族関係、宗教、学校、外国での滞在やスポーツなどの選択に関する問題にも対応できる。これらの問題に対する司法からの対応は、必ずしも満足がいくものではない。

また、12歳と15歳の子供2人の母親が死亡したケースでは、母方の祖父母が家族事件裁判官に、父親が孫にあわせようとしないとして訴えを提起した。祖父母が、孫の産れた直後に孫の面倒をみていただけに、この状況は、一層不当であった。

裁判官は、訪問権を確定し、父にそれを命ずることも可能であったが、 父親がそれを遵守しないリスクが高かった。

裁判官はそのため、メディエーションを勧め、受け入れられた。何度かの面接の後、父親が、義母と死亡した妻がよく似ていることに苦しんでいたことが分かり、解決が導かれた。

④ 親責任の共同行使にあらゆる意義を与えること

親責任というこの問題は、しばしばメディエーションで問題となる。というのは、フランスでは、両親は、結婚の有無、同居の有無にかかわらず、共同で親責任を行使するからである(2010年には54.1%の子供が婚姻外で産れている)。

親責任の共同行使は、子供の養育や教育に関する全ての重要な決定は、 両親が共同で行わなければならないことを意味する。しかし、カップルの 崩壊が深刻である場合には、そのような協議は、もはやほとんど機能しない。両親の一方が話し合いをすることなく子供の学校を変えようとする、 乗馬教室やチェロ教室の費用を負担しようとしない、あるいは、息子が自 分の家にいる間ラグビーのトレーニングに連れて行こうとしないなどである。

子供の居所もまた、重大な紛争の種である。父親は拡大された付き添い権 (droit d'accueil) をもって、あるいは、同じ回数での居所の交代という側面から、より深く、子供の教育に参加しようと望んでいる。

メディエーターの介入は、これらの選択についてとても有益であるように思われる。メディエーターの介入によって、子供に十分意思能力がある場合には、子供自身を自分が関係しているメディエーションに参加させることが可能になるからである。

⑤ 持続可能な解決を導くこと

これは、メディエーションの終局的な目的である。メディエーションで 形成された合意は、当事者に結論を押しつける司法判断の場合と異なり、 当事者が自由な意思で選択したものであるため、その合意により、繰り返 し裁判所に提訴されることを防ぐことができるだろう。

6. 裁判官と家事事件メディエーション

メディエーションの開始を望む裁判官は、法律により認められている 様々なテクニックを利用することが可能である。

> 裁判官は当事者に対してメディエーションについて情報を収集 するよう義務づけることができる

民法は、家族事件裁判官に、「*両配偶者もしくは両親に対して、メディエーションの目的及び手続について情報を与える家事事件メディエーターに会うよう命ずる*|権限を与えている。

- 1 裁判官の判断は義務的な性質を有している
- 2 情報を得るための面接は無料である

メディエーター用の場所,あるいは、きわめて多くみられるのであるが、裁判所の中に、家事事件メディエーターは週一回常設窓口を設けており、そこで情報を得るための面接は行われる。

メディエーターは、両当事者同時にあるいは別個に面接し、彼らに、彼らの抱えている問題に対して、解決をもたらすためにメディエーションができる助けや、メディエーション手続およびその費用について説明する。 メディエーターは当事者の同意もしくは拒絶を記録する。

> • 裁判官は当事者にメディエーションを始めるよう提案することができる。すなわち、家族事件裁判官は、彼らの紛争について 裁判所に提訴した当事者に対してメディエーションを強制する ことはできない。

しかしながら、裁判官は、当事者に対して、当事者がこのテクニックに 頼らなければならないかもしれない、裁判官自身の利害を説明する。すな わち、法規範が、常に調和のとれたやり方で、家族に関する紛争を解決で きる訳ではないということである。

裁判官が審理の途中で、このようにメディエーションを提案することによって、しばしば両当事者はメディエーションに行くことに同意するようになる。時には、それが裁判官を喜ばせるためだけであったり、メディエーションを拒絶したときの裁判官の判断を恐れて、ということだけが理由であったりはするのだが。

このような議論の余地の有る動機付けが、その後のメディエーションの 成功に影響を与えることは決してない!

7. 2重の呼び出しテクニック

もう1つの方法は、裁判所家族部(chambre de la famille)が次第によく使うようになってきた方法であるが、審理への呼び出しに、家事事件メディエーションの情報に関する簡単なメモを同封するという手法である。 [訳注:資料参照] 当事者は家事事件メディエーションを自ら求めることもできるし、代理人の弁護士を介して求めることもできる。

8. 家事事件メディエーションの手続

家事事件メディエーション手続は様々な段階を経て進められる。そのう ちいくつかは裁判官により行われ、残りはメディエーターによって行われ る。

- 当事者の合意: 当事者がメディエーションに合意するや否や, 裁判官は メディエーションを命ずる決定を下す。裁判官は当事者の関係している 訴訟について仮の処分 (mesures provisoires) を下すことやメディエー ション前の状態に戻すことが可能である
- 裁判官によるメディエーターの指名とその報酬の確定:報酬は部分的に は家族手当公庫 (caisses d'allocations familiales) により負担される
- 短い期日:メディエーションは、3ヶ月以内に行われなければならない。場合によっては、一回限り更新可能であるが、合意に到達する直前である場合に限る。これは手続を作為的に遅延させることを避けるためである。
- 事件を裁判所での審理に戻す期日の指定:これは得られた合意を認証するための期日にも、合意が得られなかった場合に裁判が行われるための期日にもなりうる。

- 当事者は、いついかなる場合でも、メディエーションを終了させる自由 を有する。
- ・メディエーターは、当事者がメディエーション手続に誠実に参加する意思を何ら有していないと確認した場合にメディエーションを終了させる自由を有する。
- 裁判官の審査権限:メディエーションの開始およびそこで得られた合意 は、公序のみならず子の利益にも合致していなければならず、その点に ついて裁判官は審査権限を有する。

例えば、娘は母親とともに、息子は父親とともにと、子供たちを分かれさせるような合意は、子供の兄弟姉妹を尊重しつつ家族生活をおくる権利を侵害するものとして拒絶されるだろう。

- メディエーターによる迅速な呼び出し
- 面接: これは、メディエーションで使われる最も一般的な手法である。 メディエーターは当事者を原則として全員同時に呼び出し、意見を聴取 する。しかし、一方当事者からの申立に応じて、また、必要と考える場 合には、メディエーターは中立性に最大限の配慮をし、かつ非公式に、 個別に意見を聞くこともできる。
- ・弁護士の同席(弁護士は最初のみ同席するか、資産に関する問題についてのみ同席することが多い)は常に可能である
- 期日の中断: 助言者(弁護士,会計士あるいは公証人,例えば面接においてカップルの資産の清算が問題となった場合)と話し合うためのものである。

特に複雑な事件においては、裁判官は特別な資格を有する補助メディエーターを任命することができる。例えば、夫婦財産の非常に複雑な清算のような場合に公証人を任命するなどである。

両当事者あるいは一方当事者がメディエーションを終了させる決断をした場合には、メディエーターは単に裁判官に職務が終了したことを告げる

フランスにおける家事事件メディエーション——カップルと親子関係紛争(ラリュー) こととなる。

• 合意の文書化

① 誰が?

当事者自身

当事者の弁護士. 公証人あるいは会計士

家事事件については、子供に関する問題についてはメディエーターが当事者と共に文書化するケースが多いが、財産についてそのようなことをするのは極めてまれであるし、不動産に関する場合には、何れにしても公正証書 (acte notarié) が必要である。

② 認証の要請

一旦合意が書面化されると、当事者はその合意について裁判官による認証をしてもらうよう要請することができるが、これは義務ではない。

このような認証の利点は、とても大きい。というのは、認証が合意に執行力を与える唯一の方法であり、認証を受けた合意は判決と同価値となるからである。

仮に合意が認証されないとしても、当事者間では完全に有効である。しかし、当事者の一方が合意を履行しない場合には、他方はそれを強制する 手段を何ら持たないことになる。

③ 合意のコピーを一部ずつ各当事者に渡す

• 訴訟手続の再開

メディエーションが合意に達することなく終了するか, 部分的にしか合意が得られなかった場合には, 裁判官は訴訟について判決を下すことになる。この判決は上訴の可能性がある。

・メディエーション合意と秘密保持の遵守 メディエーションが成功しなかった場合。民事訴訟法典に明文でもって 規定されている秘密保持が常に遵守される訳ではない。訴訟当事者やその 弁護士の中には、申立趣意書(conclusion)の中に、メディエーションの 面接の際に述べられたことやそこで認められたことを記載する者もいる。

この種の問題を避けるために比較的有効であると思われるのは、最初のメディエーションの面接の際に当事者に合意書面に署名をさせる方法である。この合意書の中で、当事者は、メディエーションの非公開性について情報を与えられたことを宣言し、また、相手方の明示の合意がなければ、いかなる発言もいかなる申述も援用せず、嘘の合意もしないこと、メディエーションで交わされたいかなる書面も流出させないことを約束する。このような合意書の利点は、裁判官に、合意に反して提出された書面を排除することを可能にすることにある。

このような秘密保持に関する合意をしていない場合,民事訴訟法典には何ら罰則が規定されておらず,このような行動を考慮に入れるのは,自らにゆだねられたままである訴訟に判決を下さなければならない裁判官である。

秘密保持の侵害がメディエーター自身によるものであった場合には、信頼を失い、二度と裁判所から指名されることはないであろう。

9. 控訴院でのメディエーション

それ以前に、メディエーションの試みが全くされていない場合には、控 訴院により命ぜられる家事事件メディエーションに反対する理由は何らな い。

同様に、当事者が長く高額でかつ不確かな訴訟手続に嫌気がさしてきて、メディエーションの提案に心を動かされるようになり、メディエーション手続の試みを受け入れた様な場合も問題はないように思われる。

すでに親子関係紛争が複数の訴訟、とりわけ、多数の相続人が関係する 複雑な相続の問題を引き起こしている場合は問題である。

メディエーションは、多数当事者の間でも開始することができるが、このようなメディエーションは、経験を積んだメディエーターを必要とし、全ての当事者から意見を聞き、全ての当事者に配慮をするための能力を確保するために、多くの場合、複数のメディエーターによるコメディエーションの形を取ることになる。

10. 国際的な家事事件メディエーション

国際的な交流の発展や家族単位での国際的な移動の増加によって,多くのカップルに,カップル解消のときもしくはその後で,子供との生活を形成することが非常に困難となってきている。

最も深刻な例では、片親が子供を連れ去ってしまうこともある。

もう1つ例を挙げよう。B夫人はスペインに住んでおり、子供と住む権利を認められていた。彼女は、彼女の元夫が、訪問権を行使するために自宅に子供たちに会いにきたり、自宅に泊まったりしようとする際、家にいないことがしょっちゅうであった。元夫は、1年間子供に会うことができないでいた後、スペイン裁判所に、子供たちの住所をパリの彼の住所に移すことを求めて訴えを提起した。彼は訴訟に勝つ見込みがほとんどなく、裁判官は子供たちに学校を転校させることは子供たちの利益に反すると判断した。

ここでも、訴訟手続と並んで、メディエーションは紛争の解決の1つの 方法となりうる。なぜなら、フランスの司法省では、国際民商事相互扶助 事務局が国際的な家事事件メディエーションの助けを提供しているからで ある。

このメディエーションを利用するためには、パリのヴァンドーム広場13 番地にある事務局に手紙をだして、家族の状況を説明し、国際家事事件メ ディエーションを申請するために必要な書類を同封するだけで足りる。

成功は保証されているとはとてもいえないが、相手方の親の同意が必要

である。

11. 家事事件メディエーションの将来

家事事件メディエーションの目的は、もちろん、概して多忙で、訴訟当 事者の意見を聞くのにほんの少しの時間しか費やそうとしない裁判官にゆ だねられている家族間の紛争を、対話によって解決し、合意を見いだすこ とにある。

その利点にも関わらず、家事事件メディエーションはあまり利用されないままである(おおよそ事件全体の5%にとどまる)。裁判官や弁護士の中には、その力を蒸し返そうとする者もいるし、激しい紛争に巻き込まれている訴訟当事者には、メディエーションは何の役にも立たず、司法による訴訟手続を遅延させるだけと考える者もいる。

しかしながら、大審裁判所の大半を占める家事紛争の重要性に鑑み、2011年に、立法者は、事件の分配と司法手続の軽減に関する法により、裁判官が既に親責任に関する判断を下しているか、両親が新たに訴えを提起した場合に、家事事件メディエーションを優遇することを決心した。

実験的に、3年間、司法大臣アレテにより指名された大審裁判所では、 親責任の行使態様の変更や、養育費や教育費の変更、あるいは、認証され た合意の内容の変更を両親が申し立てる場合には、必ず、以下の規定が適 用される。すなわち、

「裁判官が職権で行うことができる不受理判断によって、両親の一方あるいは双方によってなされた提訴には、家事事件メディエーションの試みが先行しなければならない。但し以下の場合を除く。すなわち

- 1 申立が、合意の認証のために両親が共同でなしたものである場合
- 2 適法な理由により、メディエーションを開始しないことが正当化される場合
- 3 メディエーションが開始できる期日に鑑みて、メディエーションの試み

が、利害関係人が有する合理的な期間内での裁判へのアクセス権を侵害する恐れがある事が予見されうる場合」

実験期間終了の少なくとも6ヶ月前に、政府は、議会に対して、この実験を一般化するか、採用するか、あるいは破棄するかを決定するための評価に関する報告書を提出する。

悲しいことに、間違いなく、選挙のせいで、実験のための大審裁判所の 指名はまだ行われていないが、まだ計画は残っている。

すでに (時には何年も前に)事件について知っている家族事件裁判官に 新しく提訴する前にメディエーターへ付託させる義務は,家族関係紛争の 友好的な解決が訴訟手続において好まれているという大きな変遷を示して いる。

この過程の中で模索されてきたことは、家族事件裁判官の負担を減らす ことではなく、自らが作り上げたために持続可能なカップルの同意を得る という解決を獲得することにある。

さらに、裁判所に繰り返し提訴することは、訴訟当事者にとってだけでなく、多くの職員が動員され、当事者の半数は弁護士費用を払うために司法扶助を利用しているために、国家にとっても重大な費用を生じさせる。 このような重複提訴を減らすことも可能となろう。

資 料

トゥールーズ大審裁判所 家族部

目的:家事事件メディエーションについての情報 みなさん

あなた方は家族事件裁判官の下へ召喚されています。あなた方は、この審理の前 に、家事事件メディエーターに会うことができます。

弁護士は、離婚訴訟手続の際、裁判所で、あなた方を助けたりあなた方の代理を つとめる資格しか有していません。

しかしながら、あなた方は、この審理に先立ち、あなたがたの問題について、家事事件メディエーターにそれを投げかけることによって、話し合いによる解決を考えることが可能です。そうすると、あなた方は紛争の全ての問題、特にあなた方が別れた後のあなた方の子供の生活の構築に関する問題に取り組むことができるのです。

家事事件メディエーションについての情報を得るための無料相談窓口を,以下の場所で,家事事件メディエーターが担当しています。

トゥールーズ大審裁判所内

ジュール・ゲッド通り2番地

毎週火曜日9時から12時まで (B038号室)

(学校の休暇中は除く)

もしも, あなた方が, 部分的にせよ合意に達することができれば, あなた方の合意した事項は家族事件裁判官の認証を受けることができます。

家族事件裁判官は、あなた方が召喚されている問題について、裁判官自身から、あなた方に対して、家事事件メディエーションを提案し、あなた方の同意を得た後に、家事事件メディエーターを選任することができます(民法255条1項および373条の2の10第2号)。また、裁判官はあなた方に対して、家事事件メディエーターに会いメディエーションの目的とその開始についての情報を得るよう命ずることもできます(民法255条2項および373条の2の10第3号)。

家族事件裁判官

参考法文

民事訴訟法

第1章 全手続に共通する規則

第6款の2:メディエーション

131-1条

提訴を受けた裁判官は、当事者からの合意を得た後に、当事者からの意見を聴取 し、当事者が直面している紛争の解決を彼らが見いだすことができるようにするた めに、第三者を指名することができる。

この権限は、急速審理裁判官 (juge des référés) にも認められる。

131-2条

メディエーションは訴訟の全部あるいは一部を対象とする。

いかなる場合においても、裁判官から事件を解除することはない。裁判官は、い つでも必要と思われる措置を採ることができる。

131-3条

メディエーションの期間は3ヶ月を超えてはならない。この期間は、メディエーターの要請により、一回に限り、同じ期間更新することができる。

131-4条

メディエーションは自然人にも法人にも託されうる。

指名されたメディエーターが法人である場合には、法人の法律上の代表者は、自 分の法人に所属し、その名の下で活動する、当該措置の履行をする自然人の名前を 裁判官の承認を得るために提出する。

131-5条

メディエーションを行う自然人は以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 有罪判決,無能力の宣告を受けたり,前科簿第2号票に失権者として登録されていないこと
- 2 名誉侵害行為をしたり、善良の風俗を侵害したとして、罷免、抹消、懲戒、承認や認可の取消などの裁量的ないしは行政処分を受けたことがないこと
- 3 現在もしくは過去の活動により、訴訟の性質に鑑みて、必要な能力を有していること
 - 4 場合に応じて、メディエーションの実務にかなった経験や知識を証明すること
- 5 独立性を保証できること

131-6条

メディエーションを命ずる決定には、両当事者の合意の記載、メディエータとメ

ディエーション期間の指定、および事件を裁判所での審理に戻す期日を指定する。

メディエーションを命ずる決定では、メディエーターの報酬のために予想される報酬にできる限り近い額の仮払金(provision)の額が定められる。また、所与の期日に当該仮払金を供託する当事者(一人ないし複数)を指定する。複数の当事者が指定されている場合には、決定は、各当事者が供託すべき割合を指定する。

131-7条

決定は、供託がない場合には、失効し、訴訟手続が続けられる。

メディエーターを指名する決定が下されたときには、裁判所書記課は両当事者と メディエーターに対して、通常郵便により、その写しを送達する。

メディエーターは、遅滞なく、裁判官に対して、受諾を通知する。

メディエーターは、裁判所書記課から供託の通知をうけたら、速やかに当事者を 召喚しなければならない。

131-8条

メディエーターは、準備調整権(pouvoirs d'instruction)を有しない。しかしながら、メディエーターは、両当事者の合意を得て、また、メディエーションのために必要である場合には、同意をした第三者から意見を聴取することができる。

メディエーターは、同じ手続の中で、準備手続を遂行するために任命されること はできない。

131-9条

メディエーションを行う自然人は、自らの任務の遂行に際して問題が発生したと きには、それを裁判官に知らせる。

131-10条

裁判官は、いかなるときでも、当事者の要請により、あるいはメディエーターの 主導に基づいて、メディエーションを終了させることができる。

裁判官は、また、メディエーションが良好に進んでいないと思われるときには、 職権でメディエーションを終了することができる。

いかなる場合でも、事件はあらかじめ審理に戻されねばならず、当事者は、裁判 所書記課の命令で、受領証を必要とする書留郵便で召喚される。

この審理では、裁判官は、メディエーターの任務を終結させる場合には、訴訟手 続を進めることができる。メディエーターはこの決定について通知される。

131-11条

任務の終了時に、メディエーターは、裁判官に書面で両当事者が、彼らの直面している問題について、解決を見いだすに至ったか否か報告する。

指定された期日に、当該事件は裁判官の下に戻される。

131-12条

裁判官は、当事者の要請により、当事者が服する合意を認証する。

認証は、非訟事件である。

前2項は訴訟手続が進行している途中で行われた合意に基づくメディエーションでの合意についても適用される。

131-13条

任務の終了時に、裁判官は、メディエーターの報酬を決定する。

メディエーションの費用は、裁判所の構成、民事、刑事ならびに行政手続に関する1995年2月8日第95-125法第22条の2の規定により、分配される。

裁判官は、メディエーターに、一定の金額まで、書記課に供託された金員を支払 うことを認める。

裁判官は、必要であれば、費用を負担する当事者に、残金の支払いないしは超過 して支払った供託金の返還を命じる。

執行名義は、要請に応じて、メディエーターに譲渡される。

131-14条

メディエーターの確認した事実やメディエーターにたいしてなされた申述は、続いて行われる訴訟手続において、当事者の合意がなければ、提出されたり援用されたりしてはならない。別の訴訟手続においても同様である。

131-15条

メディエーションを命ずるあるいは再開する決定,あるいはメディエーションを 終了させる決定に対しては、上訴できない。

第3章 特別な事件にかかる特別手続

第5款 家事事件手続

1071条

家族事件裁判官は、当事者を和解させるよう努力しなければならない。

訴訟の提起が有った場合, 当事者に, メディエーションという方法を提案することができ, 合意が得られた後には, 手続を進めるためのメディエーターを指名することができる。

民法255条および372-2-10条に基づき当事者にメディエーターに会うよう命ずる 決定は、上訴の対象とはならない。

1108条

書留郵便による送達には、情報として、民法252条から254条の規定ならびに255 条の1項と2項の規定についての通知を付する。

第5章 様々な友好的解決 (2012年1月20日デクレ)

第1款 合意に基づくメディエーションと和解

1 合意に基づくメディエーション

1532条

メディエーターは自然人でも法人でもよい。

指名されたメディエーターが法人である場合には、法人は、メディエーションを 行う自然人を指名する。

1533条

メディエーターは、必要な場合には、1532条第2項で指名される者は、以下の要件を具備していなければならない。

- 1 有罪判決,無能力の宣告を受けたか,前科簿第3号票に失権者として登録されていないこと
- 2 現在もしくは過去の活動により、問題の性質に鑑みて、必要な能力を有していること。あるいは、場合により、メディエーション実務に関する養成を受けたか経験を有していることを証明すること

1534条

メディエーションでなされた合意の認証の要請は、メディエーションに関係した 当事者全ての申請によるか、他方当事者の明示の合意が有れば一方当事者の申請に よりなされる。

1535条

メディエーションでなされた合意が、EU の他の構成国の裁判所もしくは機関により、民商事事件におけるメディエーションのある側面に関する2008年5月21日の EC 指令第52/2008号6条の規定する要件に従って、執行可能とされた場合には、509-2ないし509-7条に規定される要件の下で、フランスで承認され、執行可能とされる。

親権に関する2002年3月4日法および2002年12月3日デクレ 民法372-2-10条

合意ができない場合には、裁判官は、当事者を和解させるよう努力する。親権に 関する共同行使について両親が和解を試みるよう促すために、裁判官は、彼らにメ ディエーションという方法を提案することができ、合意が得られた後には、手続を 進めるためのメディエーターを指名することができる。

裁判官は、両親に対して、家事事件メディエーターに会い、メディエーションの 目的と開始についての情報を得るよう命ずることができる。

離婚に関する2004年5月26日法

民法255条

裁判官は、以下のことをすることができる。

- 1 両配偶者にメディエーションという方法を提案すること、及び合意が得られた後には、手続を進めるためのメディエーターを指名すること
- 2 家事事件メディエーターに会い、メディエーションの目的と開始についての 情報を得るよう命ずること

児童の保護に関する2007年3月5日法

この法律は未成年に対する暴力や虐待を防止し,通報させることを目的とするものである。

この法律は子供の意見聴取にかかる民法388.1条を改正している。この条文は、特に、意思能力のある全ての未成年者は自らの意見を聴取される権利を有していることを知らされなければならず、この意見聴取を未成年者が求めた場合、当然に裁判官によって行われると規定する。

ブリュッセル IIbis 規則

55条 親責任に関する事件における協力

中央当局は、他の構成国の中央当局ないしは親責任を有する者の求めにより、本 規則の目的を果たすために一定の場合協力をしなければならない。このために、自 ら直接、あるいは、公権力や他の機関を通じて、以下の目的のために個人情報保護 にかかる締約国法に則り適切な措置を取らなければならない。 (e) 親責任を有する者の間の合意をメディエーションやその他の措置を通じて促進し、このための国境を越えた協力を促進すること。

社会と家族に関する請求に関する法律:家事事件メディエーターの国家免許に関する2005年9月7日デクレ

R 451-66条

家事事件メディエーターにかかる国家免許は、崩壊や別離の状態に有る者に対して、彼らの家族関係を再構築し、家族の構成員各々の要求に叶った解決を探す助けをするために、介入することのできるのに必要な能力を兼ね備えていることを保証する。

R 451-67条

メディエーター養成の候補者は、社会学、衛生学、あるいは法学の分野で、国家 免許ないしは職業人としての経験を有していることを証明しなければならない。候 補者はメディエーション養成機関による選考手続の対象となる。社会保障所轄大臣 のアレテにより本条の適用要件が決定される。

R 451-68条

養成の期間並びに範囲は451-67条に述べたアレテにより確定される。この養成は3年以上免除され得ない。養成には、理論に関する教育と実務に関する情報が含まれる。

R 451-69条

451-67条に述べたアレテは、免許を得るために必要な証明の種類を決定する。そこには、特に法学と家事事件メディエーションにかかる知識の評価が含まれることになる。

地域圏の長が、養成機関による認証手続を有効なものとする。

免許の試験には3回以上応募することができない。

R 451-72条

家事事件メディエーターの国家免許は地域圏の長によって交付される。

一定の裁判手続の軽減と訴訟の分配に関する2011年12月13日第2011-1862号法 15条

実験的に、本法の公布から3年後の12月31日まで、司法大臣アレテにより指名された大審裁判所では、民法373-3-2条の例外規定として、以下の規定が適用される。 親権の行使態様や、子供の養育費や教育費、あるいは、認証された合意の内容は、

いかなるときにでも, 裁判官により, 両親ないしは片親, あるいは検察官の申し立 てによりなされうる。

しかしながら、裁判官が職権で行うことができる不受理判断によって、両親の一方あるいは双方によってなされた提訴には、家事事件メディエーションの試みが先行しなければならない。但し以下の場合を除く。すなわち

- 1 申立が、民法373-2-7条に規定されたやり方で、合意の認証のために両親が共同でなしたものである場合
 - 2 適法な理由により、メディエーションを開始しないことが正当化される場合
- 3 メディエーションが開始できる期日に鑑みて、メディエーションの試みが、利 害関係人が有する合理的な期間内での裁判へのアクセス権を侵害する恐れがある事が予見されうる場合

実験期間終了の少なくとも6ヶ月前に、政府は、議会に対して、この実験を一般 化するか、採用するか、あるいは破棄するかを決定するための評価に関する報告書 を提出する。